

# 令和4年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率

令和5年9月



丹波市

## 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）」が平成21年4月に全面施行され、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標及び公営企業会計に係る⑤資金不足比率を、自治体財政の健全化指標として、監査委員の審査を受け、監査委員の意見を付した上で議会へ報告し、公表することとして義務付けられています。

指標のうち一つでも、早期健全化基準を超えると、自主的な改善努力による財政健全化として「財政健全化計画」を策定し、議会の議決が必要となります。

さらに、財政再生基準に達するものが一つでもあれば、国の関与による確実な再生として「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経て、総務大臣に協議し、同意を求めることとなります。

普通会計だけでなく、公営企業を含む全ての特別会計や一部事務組合、第三セクター等についても指標の対象となっているため、フロー指標（資金収支）とともにストック指標（資産、負債）についても健全性が強く求められ、財政運営においては、常に4指標等の健全性を維持することが優先されます。

### （1）健全化判断比率

（単位：％）

指標名	令和4年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	12.42	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.42	30.00
③ 実質公債費比率	6.5	25.00	35.00
④ 将来負担比率	—	350.00	

（備考）

①②について、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」としています。

④について、将来負担が生じていないため「—」としています。

参考 実質赤字比率の早期健全化基準算定式

区分	算定方法
A ≥ 500 億円	11.25 (%)
500 億円 > A ≥ 200 億円	$\left\{ \frac{A + 1,000 \text{ 億円}}{120 \times A} \times 100 + 20 \right\} \div 2$ (%) <span style="float: right;">⇒ 12.42%</span>
200 億円 > A ≥ 50 億円	$\left\{ \frac{A + 100 \text{ 億円}}{30 \times A} \times 100 + 20 \right\} \div 2$ (%)
50 億円 > A	15.0 (%)

A = 標準財政規模（令和4年度丹波市 208 億 358 万 6 千円）

※連結実質赤字比率の早期健全化基準は、上記算式に5%を加算した値。

## (2) 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和4年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
下水道事業会計	—	20.00
地方卸売市場特別会計	—	20.00

(備考)

資金不足が生じていないため、「—」としています。

## (3) 健全化判断比率・資金不足比率の概要（算定方法）及び分析

健全化判断比率の算定において、基本的な財政指標となる重要な数値として「標準財政規模」が用いられます。

この「標準財政規模」とは、地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す数値で、「標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額」で求められます。言い換えれば、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさです。

なお、健全化判断比率等の対象となる会計は次頁の図「健全化判断比率の対象」のとおりです。

### 図 標準財政規模

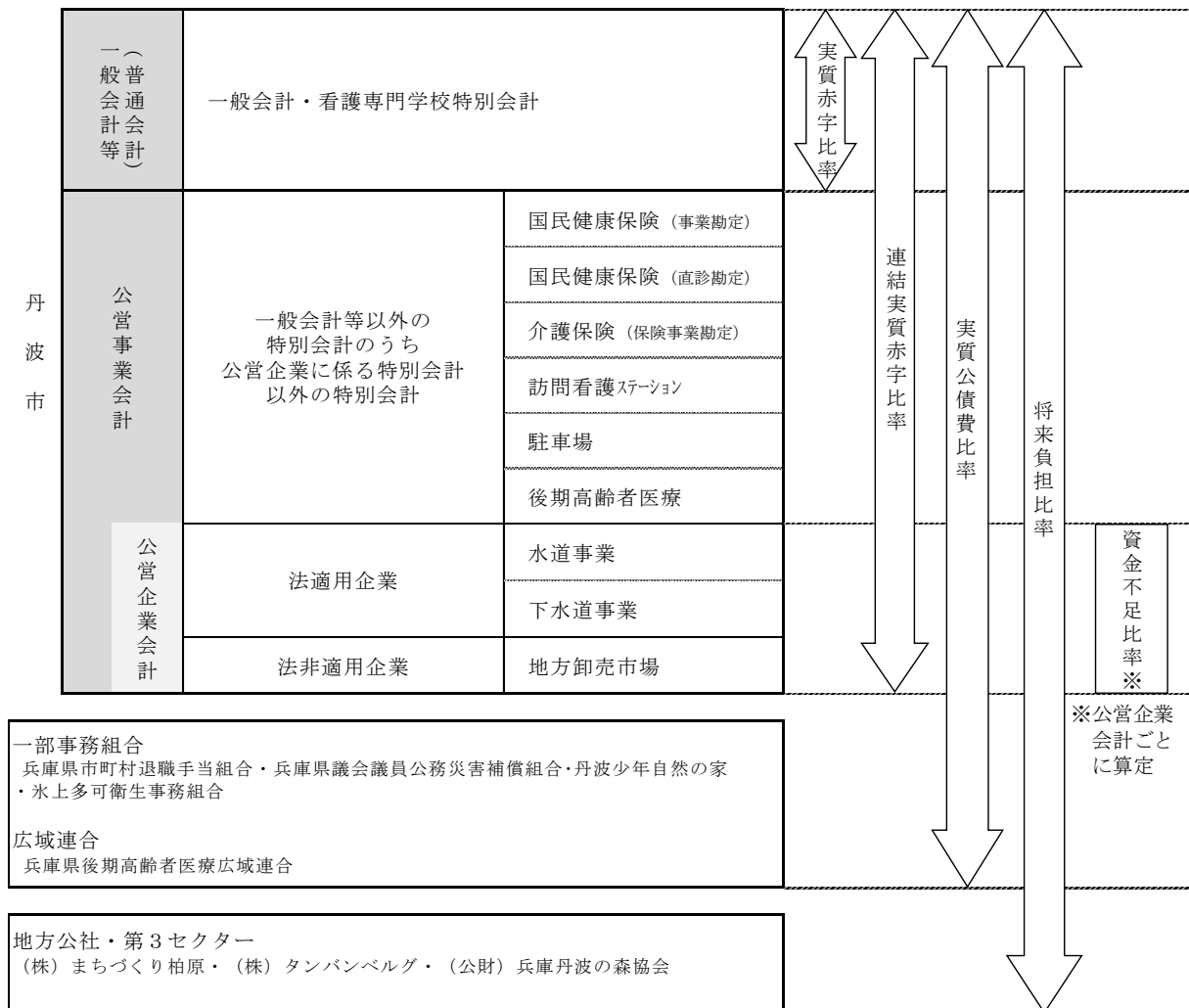
#### 健全化判断比率算定に用いる標準財政規模

標準財政規模			(単位：千円)
標準税収入額等	普通交付税	臨時財政対策債発行可能額	
10,226,403	10,303,160	274,023	

← 20,803,586 →

# 図 健全化判断比率の対象

健全化判断比率の対象



## ①実質赤字比率

概要（算定方法）

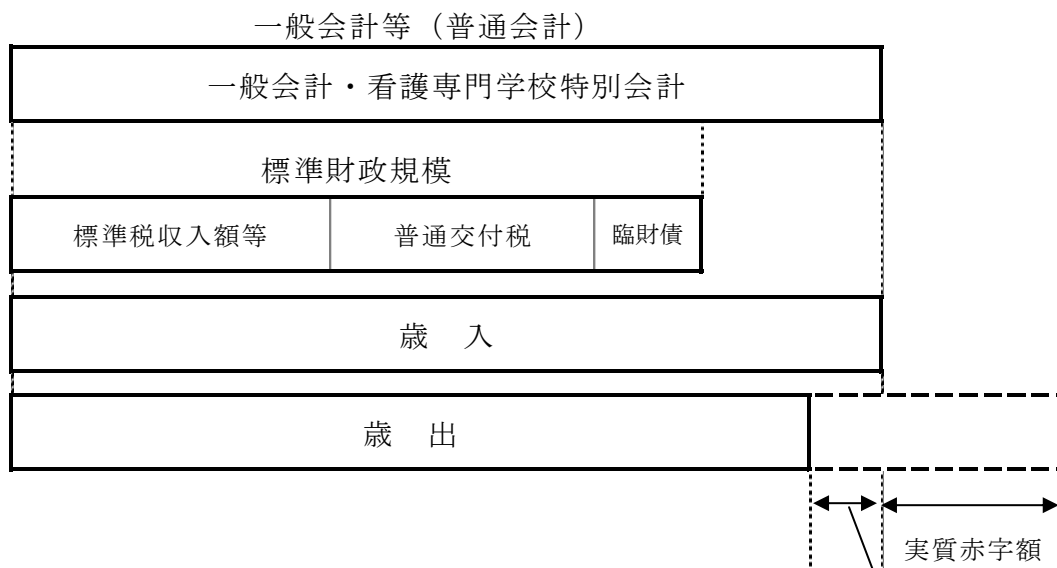
一般会計等（普通会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

丹波市の早期健全化基準は 12.42%、財政再生基準は 20.00%です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※実質赤字額＝繰上充用額 + (支払繰延額+事業繰越額)

### 図 実質赤字比率



会計名	歳入	歳出	翌年度繰越財源	実質収支額
普通会計 (純計後)	40,908,524	39,248,911	156,095	1,503,518

**1,503,518 千円**

### 分析

一般会計等（普通会計）の実質赤字比率については、実質収支額（黒字額）を計上し、当該比率は該当しません。

## ②連結実質赤字比率

概要（算定方法）

全会計を対象とした実質赤字額（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。

丹波市の早期健全化基準は17.42%、財政再生基準は30.00%です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### 図 連結実質赤字比率



### 分析

一般会計と公営事業会計を含めた全会計を対象とした連結実質収支額（歳入歳出差引）の合計は、87億8,092万8千円と黒字及び剰余を計上しており、当該比率は該当しません。

### ③実質公債費比率----- 6.5%

概要（算定方法）

公債費や公営企業債に対する繰出金等の公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）の標準財政規模に対する比率の過去3か年平均値です。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されます。

早期健全化基準は25.00%、財政再生基準は35.00%です。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{A} + \text{B}) - (\text{C} + \text{D})}{\text{標準財政規模} - \text{D}}$$

### 図 実質公債費比率

●分子

(単位：千円)

A	元利償還金	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	元利償還金 (繰上償還額を除く)	4,520,960	4,530,643	4,477,329

C	特定財源	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	106,536	97,388	80,882

+

+

B	準元利償還金	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	繰出金のうち、公営企業債償還にあてられたと認められるもの	1,507,468	1,560,612	1,283,322
	組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金	16,460	23,019	23,115
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	885	0	0
	一時借入金の利子	0	0	0
計	1,524,813	1,583,631	1,306,437	

-

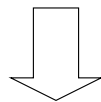
D	交付税措置額	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	事業費補正に係る交付税措置額	1,351,472	1,263,480	1,149,186
	災害復旧費等に係る交付税措置額	3,671,818	3,484,009	3,355,270
	密度補正に係る交付税措置額	73,433	71,393	67,004
	計	5,096,723	4,818,882	4,571,460

●分母

標準財政規模	令和2年度	令和3年度	令和4年度
標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含める）	20,459,041	21,457,353	20,803,586

-

D	交付税措置額	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	事業費補正に係る交付税措置額	1,351,472	1,263,480	1,149,186
	災害復旧費等に係る交付税措置額	3,671,818	3,484,009	3,355,270
	密度補正に係る交付税措置額	73,433	71,393	67,004
	計	5,096,723	4,818,882	4,571,460



(単位：千円、%)

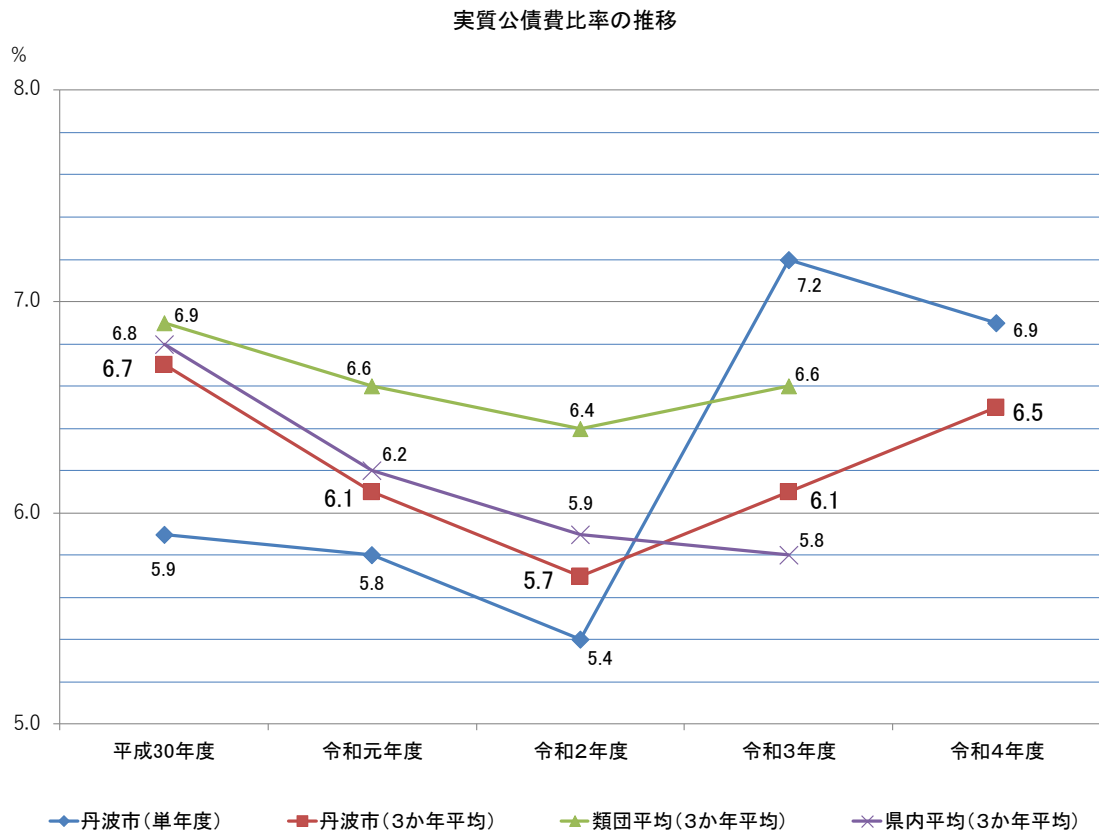
区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	3か年平均
分子	842,514	1,198,004	1,131,424	
分母	15,362,318	16,638,471	16,232,126	
実質公債費比率	5.4	7.2	6.9	6.5

### 分析

実質公債費比率（3か年平均）については、6.5%となり前年度の6.1%と比較して0.4ポイント悪化しました。地方債協議制度において、公債費適正化計画の策定を前提とした許可団体となるのは18%以上であり、現時点では水準内です。

令和4年度の単年度比率は6.9%となっており単年度で比較すると0.3ポイント改善しています。主な要因としては、分子である下水道事業に対する繰出金の減少等があげられます。

引き続き、市債残高の推移や公債費の動向を十分に管理するとともに、特別会計に係る公債費繰出額や公債費に準ずる債務負担行為等も管理を徹底し、今後も実質公債費比率を抑制することが必要です。



#### ④将来負担比率

概要（算定方法）

一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

早期健全化基準は350.00%です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{\text{標準財政規模} - E}$$



図 将来負担比率

●分子

(単位：千円)

将来負担額		充当可能基金額			
A	一般会計等（普通会計）の 地方債現在高	31,669,596	B	地域振興基金（合特分）、公 営企業の基金を除く	17,441,704
	債務負担行為に基づく支出予定額	0		+	
	公営企業債の元金償還に充てる一 般会計等からの負担等見込額	15,640,879	C	特定財源見込額	
	組合等の地方債の元金償還に充て る負担等見込額	253,382		住宅使用料、住宅貸付資金等 償還金	299,392
	退職手当負担見込額	4,586,403	+		
	設立法人の負債等負担見込額	0	D	交付税措置見込額	
	連結実質赤字額	0		市債現在高に係る 交付税措置額	41,329,099
	組合等の連結実質赤字額に係る 負担見込額	0			
	計	52,150,260			

●分母

標準財政規模	令和4年度	交付税措置額		令和4年度
標準財政規模（臨時財政対策債発行可 能額を含める）	20,803,586	E	事業費補正に係る 交付税措置額	1,149,186
			災害復旧費等に係る 交付税措置額	3,355,270
			密度補正に係る 交付税措置額	67,004
			計	4,571,460

(単位：千円、%)

分子	△ 6,919,935
分母	16,232,126
将来負担比率	— (△42.6)

分析

将来負担比率については、公債費充当可能財源等が将来負担額を上回るため、当該比率は該当しません。

前年度の△27.5%と比較して15.1ポイント改善しました。主な要因としては、分子である公営企業債等繰入見込額が昨年より約17億円減少したこと等があげられます。

## ⑤資金不足比率

概要（算定方法）

公営企業ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるのかを示すものです。

経営健全化基準は 20.00% です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・ **資金の不足額**：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業ごとに算定した額

資金の不足額（法適用企業）

（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした市債の現在高－流動資産）－ 解消可能資金不足額※

資金の不足額（法非適用企業）

（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした市債の現在高）－ 解消可能資金不足額※

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

・ **事業の規模**：料金収入等の主たる営業活動から生じる収益に相当する額

事業の規模（法適用企業）

営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）

営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

（単位：千円）

区分	特別会計名	流動資産	流動負債等		剰余額
法適用企業	水道事業	4,260,549	－ 472,538	=	3,788,011
	下水道事業	3,226,401	－ 440,014	=	2,786,387

区分	特別会計名	歳入	歳出	翌年度繰越財源	剰余額
法非適用企業	地方卸売市場	2,779	－ 2,420	－ 0 =	359

分析

公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計、地方卸売市場特別会計）について、上記のとおり剰余を計上しており、当該比率は該当しません。